

令和5年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和5年6月7日(水) 午前9時30分～午前10時5分
○場所 議会特別会議室

| 委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×) | | | | | |
|---------------------|----|------|-------------|----|-------|
| 職 | 出欠 | 氏名 | 職 | 出欠 | 氏名 |
| 委員長 | ○ | 村尾光子 | 副委員長 | ○ | 松山裕 |
| 委員 | ○ | 坂倉司 | 委員 | ○ | 西本由利子 |
| 委員 | ○ | 石川信夫 | 委員 | × | 秋山幸男 |
| | | | 出席 5人 欠席 1人 | | |

| 説明のために出席した者 | | | |
|-------------|-------|-----------|------|
| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
| 総合政策部長 | 伊澤巳佐雄 | 総務部長 | 倉井和行 |
| 市民生活部長 | 直井満 | 会計管理者 | 黒川信夫 |
| 総合政策課長 | 米井正和 | 市民協働推進課長 | 西松治彦 |
| 総務人事課長 | 荻原剛 | 財政課長 | 篠崎国男 |
| 契約検査課長 | 野口政人 | 税務課長 | 富永康則 |
| 安全安心課長 | 上野和芳 | 市民課長 | 長塚章 |
| 環境課長 | 若林毅 | 行政委員会事務局長 | 濱野岳仁 |

| 事務局 | | | |
|--------|------|------|------|
| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
| 議会事務局長 | 五月女治 | 議事課長 | 篠崎正代 |

○議員傍聴者 加藤議員、鈴木議員
○一般傍聴者 なし

1. 開 会
2. あいさつ 村尾光子 委員長
3. 概要録署名委員の指名 石川信夫 委員
4. 事 件

- (1) 付託議案等審査について
補足説明 なし

議案第29号 令和5年度下野市一般会計補正予算(第2号)【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

16款2項1目 総務費国庫補助金

- 石川信夫委員：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,743万2,000円とあるが、国の示した1兆2,000億円のうち7,000億円分に相当するものか。
- 財政課長：それぞれあわせて2億1,743万2,000円となる。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金としては9,821万2,000円が限度額として示されており、推奨事業としては1億4,864万2,000円が示されている。
- 石川信夫委員：推奨事業メニュー分は、国がこういったものになるべく使うようにという意味での推奨ということか。
- 財政課長：お見込みのとおり、推奨事業は国に示された分である。
- 石川信夫委員：どのような事業に重点的に使ったかを伺う。
- 財政課長：推奨メニューは8つあり、そのうち生活者支援事業として、消費下支え等を通じた生活者支援、事業者支援として医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通や地域観光業等に対する支援等の歳出に対応している。

[歳出]

2款1項12目 市内公共交通推進費

- 西本委員：市内公共交通推進費について、事業者はバスとタクシーかと思われるが、事業者数はどのくらいを見込んでいるか。また、デマンド交通は含まれているのか伺う。
- 安全安心課長：バスは市内に路線のある1事業者が対象であり、一般のタクシー事業者については7事業者、また福祉タクシーの5事業者を想定し、デマンド交通も該当させている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第30号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

《質疑・意見》

- 松山副委員長： 栃木県市町村総合事務組合はどのような業務をしているのか。また、加入していることによるメリットは何か。
- 総務人事課長： 事務処理を共同処理する組合であり、例えば市職員の退職手当の支給に関する事務について各市町村の分をまとめて行っている。また、職員が公務災害や議員の公務災害の事務処理を行っている。単独では財政的に厳しく処理も手間がかかるため一括して組合で実施している。
- 松山副委員長： 組合への負担金はあるのか。
- 総務人事課長： 当然負担金があり、一例として、市職員の退職手当は負担金率が1,000分の162と定められており、毎年見直されるものだが慣例として概ね3年程度は同率となっている。
- 石川信夫委員： 脱退した場合のメリット・デメリットを伺う。
- 総務人事課長： 今回、脱退することになった佐野地区衛生施設組合は、佐野市と旧岩舟町、旧藤岡町が加入し火葬等処理していた組合である。栃木市で火葬場が令和5年10月1日から供用開始となることから、旧岩舟町・藤岡町が脱退することに伴い、組合解散となることによる規約の変更となる。メリット、デメリットという点で、負担金率等、財政的に下野市が変更になることはない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

| |
|---|
| 議案第31号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について |
|---|

《質疑・意見》

- 坂倉委員： 財産とはどういうものか具体的に説明願う。
- 総務人事課長： 今回の脱退に伴う財産は、職員の退職手当に充当する負担金の清算となる。これまで佐野地区が納めていた負担金の清算として、佐野地区に関する財産の処分ということになる。
- 坂倉委員： 財産は佐野市に返還されるということか。
- 総務人事課長： 脱退は佐野市と栃木市の一部であり、各々に清算される。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

なし

5. その他

- 西本委員： 一般質問の答弁にもあったが、広報5月号の組織編成内容を7月号に訂正版で再掲載することだったが具体的にどのような内容にするの

か再度説明願う。

- 総務部長： 7月号の広報で改めて、部・課の名前、電話番号、各グループの業務内容、部・課長の名前までは掲載することとした。一般質問でも話したが、今回の5月号でグループだけになってしまったことは誠に申し訳なく思っている。市民ガイドブックにもグループ名や業務内容が同様に出ているが、それが発行・配布されるのが3月上旬ということもあり、今回はタイミング等を総合政策部と調整し、7月号に出す内容も改めて精査して次年度以降やっていきたい。
- 西本委員： 個人情報情報は職員にとっても悩ましく、警察の指導もあったということだがそれが一番の理由なのか。職員の個人情報についてどのような見解を持っているか。
- 総務人事課： 職員の個人情報について、個人情報保護法上では職員の職・氏名は個人情報にあたらない。個人として動いたときは別であるが、職として業務にあたった場合は職・氏名が公表される。全体的な話として、県警からのお願いがあり、特殊詐欺に使用される場合があるため名簿を積極的に公開するのはあまり好ましくないという話だった。今回の対応について、市民でも職員名を必要とする場合があるため、トータルで考え、広報等ですべての方に名簿を出すことは今後も控える。ただし、議員や各種委員会等、市民で必要な方にはきちんと名簿を公表していくことを考えている。
- 西本委員： 去年のものから今回急に変わったので、7月号に再掲される時にはなぜこのような形になったのか、市民の方が納得できる説明を付けて掲載してほしい。
- 坂倉委員： マイナンバーカードのトラブルが最近よく報道されているが、受取口座が本人名義でなく家族名義で給付金が受け取れないとか、他人の口座で誤登録していたとか、コンビニで発行する印鑑証明や住民票で別人のものが出てきたとか、保険証の紐づけが違う人であったとか、様々な事例があるようだが、人為的なミスもあるがシステムのトラブルもあるようである。本市はどここのシステムを使用しているか。また、トラブル事例はないか。
- 総合政策課長： 本市では、証明書発行サーバーや戸籍連携システムでも扱っている株式会社TKCのシステムを採用している。現在のところシステム上のトラブルは確認していない。
- 坂倉委員： 何も起きていないということで安心したが、起きていないからいいというのではなく、何か検証はしたのか。
- 総合政策課長： 例えば不具合等があると、国の方から県と事業者宛てに照会がくる。それをもとに事業者においてシステム上問題ないかチェックをする形で確認作業をする。

閉 会